

木造個人住宅耐震診断（無料）について

総務課 内線 216

専門家による無料の耐震診断を行い、住宅の耐震性能の評価と総合的判断に基づく情報提供を行うものです。大地震は、いつ起こるかわかりません。一度、お宅の耐震診断を受けられることをお勧めします。

- ▼対象となる住宅…旧基準木造住宅（昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法または伝統構法の住宅）
- ▼申請手続き…総務課に備え付けの申請用紙に記入のうえ提出してください。

木造住宅耐震改修費の補助について

総務課 内線 216

旧基準木造住宅（昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法または伝統構法の住宅）の耐震改修工事を行う方に対し、その工事に要する費用を補助することによって、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止することを目的としています。

- ▼対象となる住宅…昭和56年5月31日以前に建築・着工された木造個人住宅で、扶桑町が実施している無料耐震診断において判定値が1.0未満と判定された住宅
- ▼補助対象となる工事…地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事で、判定値が1.0以上となる耐震改修工事（ただし、1.0未満と診断された階別方向別上部構造評点を判定値に0.3加算をした数値以上とするものに限る）
- ▼補助金の額…上限が100万円の補助（令和2年度）
- ▼申請手続き…補助金交付申請書等に関係書類を添えて総務課まで提出してください。また、段階的耐震改修工事補助金（上限60万円）や耐震シェルター整備事業費補助金（上限30万円）を受けることができますのでご活用ください。

確認しましょう！防災グッズ

災害対策室 内線 352

非常持出品、非常備蓄品の準備には、家族全員が参加し必要なものを入れましょう。用意した非常袋は定期的に中身をチェックし、古いものから使用して、新しいものと入れ替えましょう。

非常持出品

避難する時に最初に持ち出すもの

●貴重品類

- 現金 預金通帳 カード類 印鑑
- 健康保険証 免許証 家や車のキー など

●避難用具

- 懐中電灯 携帯ラジオ・予備乾電池
- ヘルメット マスク 軍手 など



●非常食・食器

- 飲料水 乾パン 缶詰 紙皿
- 紙コップ はし 缶切り ミルク・離乳食 など

●救急用具

- 傷薬・包帯・ばんそうこう
- 常備薬（かぜ薬・胃腸薬） など

●生活用品

- 衣類・下着 防寒具 雨具 タオル ティッシュ
- 生理用品 紙おむつ（赤ちゃん用・介護用）
- 携帯トイレ 筆記用具 など

非常備蓄品

災害復旧までの7日程度を目安に準備しておくもの

●非常食

- 飲料水（1人1日3リットルを目安に）
- 缶詰
- レトルト食品
- チョコレートなどの菓子類 など

●生活用品

- 毛布・寝袋
- 新聞紙
- 洗面用具
- 鍋・やかん
- トイレトペーパー
- 液体はみがき
- ろうそく ライター・マッチ
- 食品包装用ラップ ビニール袋
- 卓上コンロ ガスボンベ
- 固形燃料 など



自らの命は、自らが守る！ できることから防災・減災対策を進めよう！

いつ発生してもおかしくない！南海トラフ地震

南海トラフ地震は「いつ発生してもおかしくない」と言われており、今後30年以内に70～80%程度の確率で発生すると予測されています。

この大規模な地震によって、私たちの住む愛知県だけでなく西日本全域に及んで大きな被害が出るのが懸念されています。

扶桑町地震対策補助金について

災害対策室 内線 352

- ▼対象となる方…扶桑町に住民登録がある世帯主又は世帯員の方
- ▼補助対象となる地震対策…
 - 家具の転倒防止器具等及びその取り付け費用
 - 家具からの食器等の落下を防止する器具及びその取り付け費用
 - ガラス等の飛散防止フィルム及びその取り付け費用
 - 感震ブレーカー及びその取り付け費用
- ▼補助金の額…経費の4/5の額（100円未満は切り捨て）で、1回の補助限度額は、1世帯あたり1万円。1世帯につき、1年度に1回を限度。
- ▼申請手続き…次の書類を災害対策室へ提出して申請してください。（災害対策室窓口またはホームページから入手できます）
 - 扶桑町地震対策補助金交付申請書
 - 同意書（賃貸住宅の場合で、壁に穴を開ける、釘を打つ等住宅に損傷を与える恐れのあるときのみ提出が必要）
 - 扶桑町地震対策補助金交付請求書
 - 品名（規格）及び購入日（工事日）が記載された領収書（押印してある原本）等支払いの事実が確認できる書類
 - 地震対策実施後の写真
 ※補助金は、口座振込になりますので、申請者本人名義の口座番号を必ずご記入ください
- ▼申請期間…令和3年（2021年）度まで

ブロック塀等撤去費補助金について

都市整備課 内線 284

- ▼対象となる方…ブロック塀等を所有する個人又は法人
- ▼補助対象となる塀等…次の①から③の全てに該当するもの
 - ①道路又は公共施設の敷地に面するもの
 - ②コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀（門柱を含む。）
 - ③道路からの高さが1mを超えるもの
- ▼補助対象となる工事…補助対象となる塀を原則全て撤去すること。（既設ブロック塀等の基礎部分を残した工事を含む。）
- ▼補助金の額…次の①と②を比較し、少ない方の額の2/3、上限20万円（※）
 - ①対象となるブロック塀等の撤去に要した経費
 - ②対象となるブロック塀等を撤去した延長（m）×1万円
 ※ただし、令和3年4月1日からは、1/2、上限10万円になります。
- ▼申請手続き…申請を希望される方は、補助の対象になるかを事前に都市整備課までご相談ください。